

佐久穂町集落支援員募集要領

佐久穂町では、町の将来像に「自律し多様なコミュニティが人々の暮らしを支え、挑戦や行動を支援するまち」を掲げ、“住民が様々な地域コミュニティの力で楽しく安心して暮らし続けられるまち”に向けて、平成28年から集落支援事業に取り組んできました。

しかし、少子高齢化や人口減少により地域の様々な活動を支える担い手不足が顕著となり、またコロナ禍によって人々が集う各種行事や活動が停滞、縮小しています。

そこで、令和4年度からは、集落の中で伝わりにくくなっている生活の特色や歴史、文化などを聴きとる「集落の話の聴き手」の活動を行い、集落支援冊子として、「佐久穂の集落 聴きめぐり」や月に1回「集落の話の聴き手だより」を発行してきました。令和8年度も引き続き、これまでの繋がりを活かしたイベントや生活のなかで培われたことへの想いを共にできるような取組みを、メンバーで考えながら行う予定のため、この活動を一緒に行っていただける「集落支援員」を募集します。

1. 集落支援員に課されること

- ① 集落の状況調査及び点検に関すること
- ② 集落の課題把握及び整理に関すること
- ③ 地域住民間における話し合い活動及び協働の推進に関すること
- ④ 地域の実情に応じた集落の維持及び支援に関すること
- ⑤ 集落、住民及び町との連絡調整に関すること

2. 業務内容

➤ 「集落の話の聴き手」活動

かつては日常のコミュニケーションのなかで伝承されていた集落の情報が現在の暮らしでは次世代に伝わりにくくなっています。そこで、集落の暮らしのなかで培われた知恵や子どもの頃の思い出を聴き、記録、共有を行い、これまで大切に守られていたものを将来に繋いでいきます。

3. 募集人員 若干名

4. 応募資格

➤ 要件（以下の内容を全て満たしていること）

- ① 令和8年4月1日現在で20歳以上の方
- ② 地域の実情に精通しようと、地域づくりへの関心が高い方
- ③ 町民と協力しながら、集落を元気にするために意欲的に行動できる方
- ④ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑤ 普通自動車運転免許を取得している方

- ⑥ パソコンの基本操作（ワード・エクセル・パワーポイント）ができ、インターネットやメールなどを活用できる方
- ⑦ 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

5. 支援員の採用

- 応募資格を満たす方の中から、パートタイム会計年度任用職員として採用します。なお、町長が支援員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解任することがあります。

6. 雇用契約期間

- 任用開始日～令和9年3月31日を最初の雇用契約期間とします。

7. 報酬費

- 報酬費は、時給 1,103円とします。

8. 勤務形態等

- 支援員業務に従事する時間は、月 30 時間を基本とします。

9. 福利厚生

- 支援員の活動に必要な自動車等は、原則、支援員が用意するものとします。
- 支援員の活動用の消耗品費、旅費等の活動経費は、町が予算の範囲内で負担します。

10. 応募方法等

- 下記の書類を佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係へ提出してください。
【提出書類】指定応募用紙（写真添付、必ず携帯以外のメールアドレスを記入）
※提出書類は返却しません。
※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

11. 募集期間

- 令和8年4月23日（木）から令和8年5月15日（金）17時まで
※郵送の場合は必着

12. 選考方法

- 面接審査
面接を行います。なお、最終選考に要する交通費等は応募者の負担とします。

➤ 結果の通知

選考の結果は全員に個別でご連絡します。

➤ 合格者説明会

規則等や業務の確認、各課への紹介等を行います。合格者と日程調整のうえ実施します。

※選考内容については、一切公表しません。

13. 問い合わせ・申し込み先

佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係 担当：高橋

〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地

TEL：0267-86-2553 FAX：0267-86-4935

メール：seisaku@town.sakuho.nagano.jp